

これだけで合格する！宅建士合格講座
サンプル講義用（第15回）

令和8年受験版

梶原塾

Copyright © 2005-2026 Kajiwarajuku.

2026-SP Ver1.1

●2-11 変更の登録 どのような場面で、誰に対して、いつまでに、届出・申請しなければならないのか？

・変更の登録（取引士）

- ・登録を受けている者は、登録を受けている一定の事項について変更があったときは、遅滞なく、登録を受けている知事に申請しなければならない

*「登録を受けている者は」ですから、「専任」か否かは関係ありません。

*取引士証の交付を受けていない者を含む

*事務禁止処分の期間内であっても申請しなければならない

・取引士登録簿の登録事項

登録番号・登録年月日		※○は、申請しなければならない
氏名	○	
本籍	○	
住所	○	
<u>業務に従事する業者の商号・名称および免許証番号</u> ex.転職、業者の商号変更・組織変更（有⇒株）・免許換え	○	*業者の事務所の所在地の変更は含まない ⇒業者は、変更の届出が必要となる
生年月日・性別		
指示処分・事務禁止の処分の年月日・内容 cf.P70		
試験合格年月日・合格証書番号		
実務経験（2年以上）に関する事項 cf.P12		
大臣の認定（登録実務講習等）に関する事項 cf.P12		
取引士証の交付年月日・有効期間の満了日 cf.P13		
登録の移転に関する事項 cf.P16		

*「専任」か否かは登録事項ではない

・取引士証の書換え交付

- ・取引士は、氏名・住所を変更したときは、登録簿の変更の登録と併せて、取引士証の書換え交付を申請しなければならない

*現に有する取引士証と引換えに、新たな取引士証が交付される ∴法定事務ができない

*住所のみの変更の場合、現に有する取引士証の裏面に、変更後の住所を記載する方法に代えることができる 二裏書

kajiwara juku

梶原塾

<http://kajiwarajuku.com>

これだけで合格する！

宅建士試験過去問セレクト13年＋ α

サンプル講義用 ② 宅地建物取引業法

令和8年受験版

2-11-1

宅地建物取引士の登録（以下この問において「登録」という。）及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、正しいか・・・。

宅地建物取引士（甲県知事登録）が本籍を変更した場合、遅滞なく、甲県知事に変更の登録を申請しなければならない。

2-11-2

宅地建物取引士の登録（以下この問において「登録」という。）及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

登録を受けている者は、住所に変更があっても、登録を受けている都道府県知事に変更の登録を申請する必要はない。

2-11-3

宅地建物取引士の登録及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、誤っているか・・・。

宅地建物取引士の登録を受けている者は、宅地建物取引士証の交付を受けていない場合でも、その住所に変更があれば、登録を受けている都道府県知事に変更の登録を申請しなければならない。

2-11-4

宅地建物取引士の登録（以下この問において「登録」という。）及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士は、従事先として登録している宅地建物取引業者の事務所の所在地に変更があったときは、登録を受けている都道府県知事に変更の登録を申請しなければならない。

2-11-1	R3a-35-㊦	○正しい	P15	
変更の登録について、登録を受けている者は、登録を受けている一定の事項について変更があったときは、遅滞なく、登録を受けている知事に申請しなければなりません。 本肢の「本籍」の変更は、変更の登録が必要な取引士登録簿の登録事項です。				

2-11-2	R2a-34-2	×誤り	P15	
変更の登録について、登録を受けている者は、登録を受けている一定の事項について変更があったときは、遅滞なく、登録を受けている知事に申請しなければなりません。 本肢の「住所」の変更は、変更の登録が必要な取引士登録簿の登録事項です。 「住所に変更・・・変更の登録を申請する必要はない」旨の記載が誤りとなります。				

2-11-3	R6-43-1	○正しい	P15	
変更の登録について、登録を受けている者は、登録を受けている一定の事項について変更があったときは、遅滞なく、登録を受けている知事に申請しなければなりません。 本肢の「住所」の変更は、変更の登録が必要な取引士登録簿の登録事項です。 尚、「登録を受けている者は」ですから、「証の交付を受けている」か否かは関係ありません。 本肢記載のとおりです。				

2-11-4	R2a-34-3	×誤り	P15	
変更の登録について、登録を受けている者は、登録を受けている一定の事項について変更があったときは、遅滞なく、登録を受けている知事に申請しなければなりません。 本肢の「業者の事務所の所在地」の変更は、変更の登録が必要な取引士登録簿の登録事項ではありません。 「業者の事務所の所在地に変更・・・に変更の登録を申請しなければならない」旨の記載が誤りとなります。				

2-11-5

宅地建物取引士の登録（以下この問において「登録」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士C（甲県知事登録）は、宅地建物取引業者D社を退職し、宅地建物取引業者E社に再就職したが、CはD社及びE社のいずれにおいても専任の宅地建物取引士ではないので、勤務先の変更の登録を申請しなくてもよい。

2-11-6

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか……。なお、この問において、宅地建物取引士は、事務の禁止の処分を受けていないものとする。

宅地建物取引士は、その登録している勤務先の名称に変更があった場合、登録を受けている都道府県知事に、変更の登録の申請とあわせて、宅地建物取引士証の書換え交付を申請しなければならない。

2-11-7

宅地建物取引士の登録及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、誤っているか・・・。

宅地建物取引士証に記載される宅地建物取引士の氏名については現姓を用いなければならないが、旧姓を併記することは認められていない。

2-12-1

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか……。なお、この問において、宅地建物取引士は、事務の禁止の処分を受けていないものとする。

宅地建物取引士は、登録を受けている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事しているときは、登録の移転の申請をすることができる。

2-11-5	R3a-28-3	×誤り	P15	
変更の登録について、登録を受けている者は、登録を受けている一定の事項について変更があったときは、遅滞なく、登録を受けている知事に申請しなければなりません。 本肢は、業務に従事する業者の商号・名称および免許証番号に該当しますが、 「登録を受けている者は」ですから、「専任」か否かは関係ありません。 「専任の宅地建物取引士ではないので・・・申請しなくてもよい」旨の記載が誤りとなります。				

2-11-6	R7-42-㊦	×誤り	P15	
変更の登録について、登録を受けている者は、登録を受けている一定の事項について変更があったときは、遅滞なく、登録を受けている知事に申請しなければなりません。 本肢は、氏名・住所を変更したときではありませんから、登録簿の変更の登録と併せて、 取引士証の書換え交付を申請する必要はありません。 「勤務先の名称に変更・・・変更の登録の申請とあわせて・・・書換え交付を申請」旨の記載が誤りとなります。				

2-11-7	R6-43-4	×誤り	P16	
取引士証の記載事項について、氏名欄は、希望により旧姓を併記することが認められます。 「現姓を用いなければならず・・・旧姓を併記することは認められていない」旨の記載が誤りとなります。				

2-12-1	R7-42-㊦	○正しい	P16	
登録の移転（取引士）について、登録を受けている者が、登録をしている都道府県以外に所在する業者の「事務所」の業務に従事し、または従事しようとするときは、登録の移転を申請することができます。 ex.転勤等の場合 本肢記載のとおりです。				

著作権者 株式会社ドリームワークス dreamworks 

梶原塾 <http://kajiwaraajuku.com>

複製・頒布を禁じます

本書の全部または一部を著作権法の定める範囲を超えて無断複製等をする

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科に処せられることがあります